

意見聴取要請（令和6年1月19日現在）

令和6年1月19日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

I. 食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく案件

○ 承認、再審査申請に係る案件

番号	申請日等	案件	承認又は再審査	審議状況
1	平成17年8月5日付け 17消安第4663号	スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤（動物用シノラル液）	再審査	審議中

○ 飼料添加物に係る案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	令和5年7月12日付け 5消安第2271号	2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル	飼料添加物	第195回審議
2	令和5年8月30日付け 5消安第3070号	カシューナッツ殻液	飼料添加物	次回以降審議予定

○ 残留基準値設定に係る案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913011号	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	第195回審議
2	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602008号	トピシリン	動物用医薬品	審議中
→令和5年11月28日付けで取下げ				

○ 対象外物質

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	令和5年8月30日付け厚生労働省発食安第0830第4号	アナカルド酸	飼料添加物	次回以降審議予定

II. 食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく案件

○ 食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成 18 年 7 月 18 日付け厚生 労働省発食安第 0718025 号	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	第 195 回審議
2	平成 19 年 2 月 5 日付け厚生 労働省発食安第 0205010 号	スルフィソゾール	動物用医薬品	第 195 回審議
3	平成 19 年 3 月 19 日付け厚生 労働省発食安第 0319005 号	スルファジメトキシ	動物用医薬品	第 195 回審議
4	平成 19 年 3 月 19 日付け厚生 労働省発食安第 0319006 号	スルファモノメトキシ	動物用医薬品	第 195 回審議
5	平成 24 年 1 月 19 日付け厚生 労働省発食安 0123 第 12 号	スルファジミジン	動物用医薬品	第 195 回審議
6	平成 25 年 8 月 19 日付け厚生 労働省発食安 0819 第 22 号	ジヒドロストレプトマイシン及び ストレプトマイシン	動物用医薬品	次回以降審議 予定
7	令和 2 年 2 月 13 日付け厚生 労働省発生食 0213 第 8 号	ジニトルミド	動物用医薬品	審議中
8	令和 2 年 3 月 17 日付け厚生 労働省発生食 0317 第 1 号	スルファクロルピリダジン	動物用医薬品	第 195 回審議
9	令和 2 年 3 月 17 日付け厚生 労働省発生食 0317 第 1 号	スルファジアジン	動物用医薬品	第 195 回審議
10	令和 2 年 3 月 17 日付け厚生 労働省発生食 0317 第 1 号	スルファドキシ	動物用医薬品	第 195 回審議
11	令和 2 年 3 月 17 日付け厚生 労働省発生食 0317 第 1 号	スルファモイルダプソン	動物用医薬品	第 195 回審議
12	令和 2 年 3 月 17 日付け厚生 労働省発生食 0317 第 1 号	スルファキノキサリン	動物用医薬品及び 飼料添加物	第 195 回審議

○ 対象外物質

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第56号	β-カロテン	飼料添加物	次回以降審議予定
2	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第58号	メナジオン	飼料添加物	次回以降審議予定
3	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第59号	レチノール	飼料添加物、動物用医薬品	次回以降審議予定
4	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第61号	酒石酸	飼料添加物、動物用医薬品	次回以降審議予定
5	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第62号	乳酸	農薬、飼料添加物、動物用医薬品	次回以降審議予定
6	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第63号	アスタキサンチン	飼料添加物	次回以降審議予定
7	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第64号	β-アポー8'-カロチン酸エチルエステル	飼料添加物	次回以降審議予定
8	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第65号	トウガラシ色素	飼料添加物	次回以降審議予定
9	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安第0215第66号	マリーゴールド色素	飼料添加物	次回以降審議予定

Ⅲ. 食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく案件

○ 飼料添加物に係る案件

番号	申請日等	案件	用途	審議状況
1	令和5年7月12日付け厚生労働省発食0712第1号	メチオニンを有効成分とする飼料添加物2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルを飼料添加物として使用した家畜に由来する食品の安全性	飼料添加物	第195回審議